

第158回

熊本県都市計画審議会議事録

令和3年(2021年)12月22日

第158回 熊本県都市計画審議会議事録

1 案件 [公開・非公開]

審議

議第1332号 《公開》

八代都市計画臨港地区の変更の件（八代港臨港地区）

議第1333号 《公開》

景観法第9条第8項の規定に基づく熊本県景観計画の変更の件
（熊本空港周辺景観形成地域の変更）

議第1334号 《非公開》

大津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件

議第1335号 《非公開》

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置
の件（荒尾市）

2 審議会の日時及び場所

日時 令和3年（2021年）12月22日（水曜日） 午前10時開会

場所 県庁行政棟本館5階審議会室

3 出席した委員及び幹事の氏名

（出席委員）

熊本大学教授

柿本 竜治

熊本大学教授

本間 里見

くまもと農業女性ネットワーク

大木 恵美子

熊本商工会議所女性会

安樂 美代子

熊本経済同友会

野々口 弘基

弁護士

森 則子

熊本大学教授

副島 顕子

熊本県町村会

荒木 泰臣

熊本県議会議員

岩下 栄一

熊本県議会議員	藤川 隆夫
熊本県議会議員	増永 慎一郎
熊本県議会議員	橋口 海平
熊本県議会議員	城下 広作
熊本県議会議員	岩田 智子
熊本県市議会議長会	原口 亮志
九州地方整備局長（代理 熊本河川国道事務所長 三保木 悦幸）	
九州農政局長（代理 農村振興部農村計画課長 竹元 裕市）	
熊本県警察本部長（代理 交通規制課長 内田 義朗）	

（出席幹事）

道路都市局長	宮島 哲哉
土木部道路都市局都市計画課長	山内 桂王
土木部道路都市局都市計画課審議員	田村 伸司
土木部道路都市局都市計画課主幹	菅 知一郎
土木部道路都市局都市計画課主幹	黒瀬 浩児
土木部建築住宅局建築課長	橋本 知章

4 一般の傍聴者 0名

5 議事次第

- （１）開会
- （２）主催者あいさつ
- （３）委員紹介
- （４）会長選任
- （５）会長代理及び議事録署名者の指名
- （６）審議会の公開・非公開について
- （７）議案
- （８）閉会

6 議事の経過

（１）開会

菅主幹

それではただいまより第158回熊本県都市計画審議会を開会いたします。私は本日の進行をいたします県都市計画課の菅です。よろしくお願いいたします。開会にあたりまして、県土木部道路都市局長の宮島からご挨拶申し上げます。

(2) 主催者あいさつ

宮島道路都市局長

皆様、おはようございます。熊本県道路都市局長の宮島でございます。事務局を代表しまして、御挨拶を申し上げます。

本日は年末の大変お忙しい中、第158回熊本県都市計画審議会にご出席いただき、有難うございます。

始めに、本審議会会長であられました位寄和久様におかれましては、この8月16日に御逝去されております。位寄先生は平成26年から本審議会の委員として、そして平成30年からは審議会会長として、本県の都市計画にご尽力いただきました。この場をお借りしまして、深く感謝の意を表させていただきますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

まず、前回、この3月の審議会で可決いただきました、御船都市計画区域マスタープランと都市計画道路菊陽空港線の変更につきまして、この4月6日付けで都市計画決定の公告を行ったことを御報告申し上げます。このうち、都市計画道路菊陽空港線につきましては、地質調査や詳細設計を進め、道路として必要な法面部等を含む区域が明確になりましたので、住民説明会を行って、現在、都市計画の変更案を策定しているところでございます。

今後、案の縦覧など必要な手続きを経まして、改めてこの審議会にお諮りする予定としております。その際は、日程の調整等ご迷惑をおかけしますが、セミコンテクノパーク周辺の交通状況や開発の動向を踏まえ、スピード感を持って取り組んでおりますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

さて本日の付議事項でございますが、大津都市計画区域マスタープラン変更と、八代都市計画臨港地区の変更、産業廃棄物処理施設の位置に関する事項の3件です。また、御意見をいただく諮問事項としまして、熊本県景観計画の変更に関する件について御審議いただく予定としております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。本日は、よろしく願いいたします。

菅主幹

それでは定数の確認をいたします。本日は、委員18名のうち18名のご出席ですので、熊本県都市計画審議会条例の規定により、審議会を開催できる定員数に達しておりますことをご報告いたします。

(3) 委員紹介

菅主幹

審議に入ります前に、本審議会委員に新たに御就任いただいた方のご紹介をさせていただきます。

始めに、熊本大学大学院先端科学研究部本間委員でございます。

市町村議会の代表として、熊本市議会議長に就任された、原口委員でございます。

国土交通省九州地方整備局長に就任された藤巻様、本日は代理といたしまして、九州地方整備局熊本河川国道事務所長三保木様でございます。

農林水産省九州農政局長に就任された宮崎様、本日は代理といたしまして、九州農政局農村振興部農村計画課長竹元様でございます。

熊本県警察本部長に就任された山口様、本日は代理といたしまして、熊本県警察本部交通規制課長内田様でございます。

その他の委員の皆様のご紹介につきましては、お手元の出席者名簿と席次表により代えさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく申し上げます。

(4) 会長選任

菅主幹

続きまして、先ほど局長の挨拶でもあったとおり位寄会長の御逝去に伴い、会長の選任を行う必要があります。

熊本県都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、会長は学識経験を有する委員の中から選挙によって定めることとなっております。

なお、委員の皆様にご異議がない場合には、運営規則第2条第2項の規定によりまして、委員からご推薦いただくこともできるようになっております。また、もしご異議が無い場合は、事務局から推薦させていただくこともできるようになっておりますが、いかがいたしましょうか。

(事務局推薦の声)

いま事務局推薦というご意見がありましたので、事務局から推薦させていただきたいと思っております。

事務局からは、柿本委員を推薦させていただきます。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、柿本委員よろしく願いいたします。

会長席の方にお移りください。

(5) 会長代理及び議事録署名者の指名

柿本会長

改めまして、おはようございます。みなさんに御推薦をいただきましたので会長をお引き受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の審議につきましては私の方で進めさせていただきます。

議案の審議に入ります前に、熊本県都市計画審議会運営規則に基づき、会長代理及び議事録署名者の指名をさせていただきたいと思います。

まず、会長代理は、運営規則第3条の規定により、学識経験を有する委員から、会長が指名することとなっております。本間委員にお願いしたいと思いませんけれども、本間委員よろしいでしょうか。

(了解の声)

それではよろしくお願いいたします。

議事録署名者についても規定により、会長が指名することとなっておりますので、本日は、安樂委員と藤川委員にお願いしたいと思います。

安樂委員、藤川委員よろしいでしょうか。

(了解の声)

それではよろしくお願いいたします。

(6) 審議会の公開・非公開について

柿本会長

続きまして、審議会の公開に関してですが、

本日の議第1334号及び議第1335号はお手元の「熊本県都市計画審議会の情報公開について」の「 . 都市計画法第17条第2項の規定に基づく意見書が提出されている議案」及び「 . 建築基準法第51条ただし書きの規定に関する議案」に該当いたしますので、非公開となります。

非公開の議案の審議の際には、傍聴の方及び報道機関の方は係員の指示に従い退出をお願いいたします。

本日傍聴及び報道機関の方はいらっしゃいますでしょうか。

菅主幹

傍聴の方はいらっしゃいませんが、報道機関の方が3名いらっしゃいます。

柿本会長

はい、分かりました。

(7) 議案

審議：議第1332号 八代都市計画臨港地区の変更の件(八代港臨港地区)

柿本会長

それでは審議の方に入っていきたいと思います。

議第1332号八代都市計画臨港地区の変更の件(八代港臨港地区)について、ご審議いただきたいと思います。

事務局よりご説明をお願いいたします。

田村審議員

おはようございます。都市計画課の田村と申します。よろしくお願いたします。それでは着座にてご説明させていただきます。前方のスクリーンにも掲示しておりますが、見にくい場合にはお手元にもパワーポイントを印刷したものが両面でございますけれども用意しております。そちらをご覧くださいければと思います。

それでは、議第1332号八代都市計画臨港地区の変更の件についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。右上の方にページ数を表示しておりますので、ご覧いただければと思います。まず、臨港地区のある八代港についてご説明いたします。八代港は、古くから木材海産物等の物流拠点として、八代を中心とする県南地域の発展に貢献してきました。その後、平成24年から外国クルーズ船の寄港が始まり、平成29年7月には、国から国際旅客拠点形成港湾の指定を受けました。指定以降、国、県、ロイヤルカリビアン社の3者連携により、国際クルーズ拠点の整備を進め、令和2年3月にくまモンポート八代が完成いたしました。これに伴いまして、今回、埋め立て造成された箇所を臨港地区に追加するものでございます。

2ページをご覧ください。続いて、臨港地区についてご説明いたします。臨港地区とは、港湾の管理運営を円滑に行うため、水域である港湾区域と一体として機能すべき陸域のことであり、都市計画法または港湾法の規定により定められます。八代港は都市計画区域内のため、都市計画法の規定により、臨港地区として指定されます。

3ページをご覧ください。また、臨港地区は、港湾の区分によって都市計画決定権者が異なり、八代港は重要港湾に位置付けられているため、県による都市計画決定が必要となります。臨港地区に指定されると、区域内において、施設を建設改良しようとするなど、一定の行為は、港湾管理者、熊本県へ届出が必要となります。

4ページをご覧ください。続きまして、今回の変更内容についてご説明いたします。現在、八代都市計画臨港地区に指定されているのは、緑の破線で囲まれたところになります。

5ページをご覧ください。こちらが今回追加する箇所を含めた、周辺の航空写真となります。今回、クルーズ船専用岸壁の整備に伴い、埋め立て造成された陸域部分、赤線で囲まれた部分が、新たに臨港地区に追加する箇所となります。

6ページをご覧ください。今回の変更内容の詳細をご説明いたします。変更理由は、港湾の管理運営を円滑に行うため、クルーズ船専用岸壁の整備に伴い、埋め立て造成された箇所を追加するものでございます。追加面積は0.6ha、変更後の全体面積は446.5ha、都市計画上の決定は整数値になりますので、447haとなります。

7ページをご覧ください。最後に、都市計画における変更手続きについてご説明いたします。住民意見の反映を行うべく、公聴会を開催するため、事前に公述の申し出を受け付けましたが、申し出がなかったため、公聴会は中止としております。その後、案を作成、関係市町村である八代市へ意見聴取を行い、意見なしとの回答を得ております。また、本審議会の開催前に、案の公告縦覧を行いました。意見書は提出されておられません。本審議会後、来年1月に都市計画の変更を行う予定としております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

柿本会長

はい、ありがとうございます。ただいまご説明がございました、八代都市計画臨港地区の変更の件について、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではご異議がないようですので、議題1332号につきましては、異議なしといたします。

審議：議第1333号 景観法第9条第8項の規定に基づく熊本県景観計画の変更の件(熊本空港周辺景観形成地域の変更)
--

柿本会長

それでは続きまして議第1333号について、事務局より議案の内容についてご説明をお願いいたします。

田村審議員

それでは、議第1333号熊本県景観計画の変更の件についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。変更の主旨、経緯についてご説明いたします。今回お諮りするの、熊本県の景観計画に定める区域の中でも、特に重要な景観を有する熊本空港周辺景観形成地域の境界の修正でございます。熊本空港景観形成地域は、県民だけでなく、熊本を訪れる多くの人々の目に触れ、熊本に対する印象を左右することから、昭和63年に制定しまして、熊本の玄関にふさわしい、風格ある景観形成を図って参りました。また、計画的な景観形成を図るため、一定の行為について、届出を義務づけ、景観に対する配慮を求めています。当時、景観と土地利用の調和を図る観点から、行政界や道路、河川等を境界としておりました。制定から30年以上経過しているため、昨年度、現況の調査を行いましたところ、道路や公共施設の整備に伴い、境界の修正が必要となりましたので、お諮りするものでございます。

2ページをご覧ください。都市計画審議会の諮問についてでございます。景観計画を定める、または変更する場合、都市計画区域に関わる部分は、都市計画の方針と適合する観点から、都市計画審議会への諮問、意見を聴かなければならないと規定されております。今回、変更を行います熊本空港周辺景観形成地域は、熊本県景観計画に定める地域であり、都市計画区域に含まれていることから、お諮りすることとなりました。

3ページをご覧ください。熊本空港周辺景観形成地域の区域図を示しております。境界の修正を予定している箇所は、益城熊本空港インターチェンジ周辺の左下の赤丸部分になります。

4ページをご覧ください。こちらは修正箇所周辺の航空写真となります。青のラインは、現在の境界となります。赤丸は修正を行う箇所、現在、広安西小学校のプールの一部とグランメッセ熊本の駐車場の一部が境界となっております。

5ページをご覧ください。右上が、昭和63年、指定当時の地図となります。広安西小学校やグランメッセ熊本がなく、道路等を結んで設定されております。30年以上が経過し、公共事業に伴い、境界が消失しております。

続いて6ページをご覧ください。こちらは変更内容で、赤のラインが変更箇所となります。広安西小学校の箇所は、隣接する道路に境界を改めるとともに、グランメッセ熊本の箇所は、隣接する益城町道グランメッセ木山線に境界を改めます。

7ページをご覧ください。繰り返しになりますが、(1)修正の内容は、境界としていた道路等が、公共事業に伴い消失または付け替えられたため、一体的な土地利用を踏まえ、現在の近傍道路等が境界となるように修正いたします。(2)修正による影響ですが、特にございません。

8ページをご覧ください。変更手続きについてご説明いたします。今回の都

市計画審議会を経た後、県政パブリックコメントを実施し、令和4年3月の告示をもって、景観計画の変更を予定としております。諮問事項の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

柿本会長

ありがとうございました。ただいま事務局より、ご説明がございました熊本県景観計画の変更について、何かご質問ございませんでしょうか。はい。

城下委員

ちょっと確認です。例えばこういう現状は、もう結構前からなっていたんですけど、今の時期というのが、調査の期間の部分があって今の時期なんだろうけど、例えばもっと早くとかそういう、時期の問題でこれはどういうふうに捉えればいいのかと思って、ちょっとそこだけちょっと確認させてもらえませんか。

田村審議員

今回ですね、熊本地震後に、熊本空港がコンセッション方式で新しく変わるということもございまして、あとU×プロジェクトと大空港構想もございまして、今後、届出が、そういう開発が増えるということもございまして、今後届出等も増えるということがあってですね、昨年度、調査を行った際に判明したことになります。今、委員からご指摘いただいたようにですね、今回はグランメッセと小学校ということなんですけども、実際は公共施設につきましては、景観の届出の対象には実際になっておりません。ただ、公共施設につきましてはですね、別途届出の対象ではないんですけども、公共事業の景観形成指針という、もうちょっと細かいもので、実際は、景観に基づくですね、そういう配慮を行っているということで、当時、分からなかったのかということに関してはですね、届出の対象でなかったということはあるんですけども、当時は、そういう形で配慮を行っておりますし、何で今かということに関してはちょっと改めてですね、昨年度調査時点で判明したということになります。すみません答えになってないかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

城下委員

わかりました。要は単純に、この今の形で結構前からだったから、あえて今の時期というのが、特別な理由なのかなということを確認をしたいということでございまして。例えば、結構、景観形成の地域は広いじゃないですか。その他にも、もしかしたら現状の形が一番当初（昭和）63年と変わっていることも、あるのかなと思って。そういうのも総合で、全部確認した上で今回

はここだと捉えていいですかね。

田村審議員

はい、熊本空港周辺に関してはすべて確認しておりまして、境界が異なっていたのは2箇所になります。

城下委員

了解でございます。いずれにしろ、整合性があるような形でやることが大事かなということで、ちょっと意見を申し上げました。以上でございます。

柿本会長

今のご意見の中での事務局からの回答ですけど、公共施設は対象となっていないということなんですが、都市計画側から確認する方法ってないんですかね。公共施設で変えていけるのであれば、例えばU Xとかで県が公共的な土地だって、するときには届出は要らないっていうことになってきますよね。グランメッセとかもう県でやられてるやつなんで。そういう時はどういうふうになるんですかね。

田村審議員

景観に関してですかね。

柿本会長

そうですね。だから、グランメッセも県が整備されてるやつですよ。今後、県が主体的に整備されるような公共的な用地の時には、届出は要らないっていう話ですよ。そういった時はどうやってしていくんかなという。

黒瀬主幹

都市計画課の黒瀬と申します。先ほど田村審議員の方から説明ありましたが、公共事業につきましては、届出の対象になっておりませんが、公共事業に関する景観配慮の指針がございます。そちらに基づいて事前に調整することになっておりますので、支障はないと認識しております。

柿本会長

でも、グランメッセの時には、事前調整はしなかったということなんですかね。もう前のことだろうから、なかなか分からないと思うんですけど。当時は

何か事前調整してもらいなかったとかっていう判断だったんですかね。その時は、変更しなくても構わないという。

田村審議員

すいません今議長がおっしゃる通り、城下委員の方からおっしゃった通りですね、当時、改めるべきであった確認してですね、ちょっとそこが確かに漏れていたっていうのは否めないかなというふうに思っております。

柿本会長

はい。今後、県の方で空港周辺、積極的に開発されようとしてますので、その辺のところは、ちょっと注意をしておいてください。お願いいたします。

田村審議員

わかりました。

柿本会長

それではただいまご説明がありました、議第1333号熊本県景観計画の変更について、ご異議ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、異議なしとして取り扱わせていただきます。

審議：議第1334号 大津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件

柿本委員

続きまして1334号ですけども、冒頭のご説明にありましたように、議第1334号並びに続く議第1335号につきましては非公開となりますので、傍聴及び報道機関の方は係員の指示によりご退出をお願いいたします。

(退出)

よろしいですか。それでは、議第1334号の審議に入ります。事務局よりご説明をお願いいたします。

田村審議員

それでは、議第1334号大津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件についてご説明いたします。議題は、都市計画法記載の言葉を引用したもので、括弧書きの、大津都市計画区域マスタープランの改定は通称となります。本日は、これを略して区域マスという言葉でご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。本日は、1から6の内容でまとめておりますが、1.都市計画区域マスタープランとは、2.改定の流れ、の二つの項目は、他区域マスと共通した事項であり、これまで本審議会でご報告させていただいております。本日は時間の都合上、説明を割愛させていただきますが、配布の資料には掲載しておりますので、適宜、ご確認ください。

それでは少し飛びまして6ページをご覧ください。それでは、3.審議の観点からご説明いたします。区域マスについては、三つの観点からご審議いただきます。一つ目、区域マスとして必要な事項を定めているか。二つ目、必要な手続きを行っているか。三つ目、区域マスの大きな方向性が妥当か。一つずつご説明いたします。

7ページをご覧ください。まず1点目、区域マスとして必要な事項を定めているかについてご説明いたします。法令上、区域マスには1.区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針、2.都市計画の目標、3.土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針、以上三つの事項について、定める、または定めるよう努めることとなっております。大津区域マスにおいては、現行で三つの事項、すべてについて定めております。今後も、都市計画制度を適切に運用していくため、今回の改定におきましても、三つの事項すべてについて定めることといたします。別途お配りしております、区域マスの改定案を1枚めくっていただき、目次をご覧ください。審議の議案の中に、区域マスの改定案の方を挟んでおりますので、そちらをご覧くださいと思います。章立ての順番は、法令の事項と前後しますが、第1章から第3章の通り、これら三つの事項について記載しております。なお、今後の説明につきましては、区域マス改定案の関連する章とページを、スライド右上、お手元の資料右上に表示しておりますので、適宜、ご確認をお願いいたします。

緑の冊子の議案の1334号ですね、付議議案の付議理由のあとですね、そこに改定案というところで、区域マスタープランを載せておりますので、そちらをご覧くださいと思います。あわせてですね。

それではお手元の資料の方ですね、8ページをご覧ください。二つ目の観点、必要な手続きを行っているかについてご説明いたします。フローのうち、黒い星印で示したものが、区域マスの改定に際し必要となる都市計画法に規定された手続きとなります。これらについて適切に実施しております。なお、星印がついていない、関係行政機関との連絡調整会や、学識経験者や地域代表者等で内容を審議する検討委員会を行うことで、より地域の課題に即した詳細な検討を行っております。

9ページをご覧ください。三つ目の審議の観点、区域マスの大きな方向性が

妥当かについては、これから大津都市計画区域の課題分析や改定のポイントなどをご説明いたしますので、それらをもとに、ご審議をお願いいたします。

10ページをご覧ください。大津都市計画区域の現状と課題をご説明いたします。基本的な情報としまして、大津町周辺の地形図を示しております。赤枠が大津町の行政区域であり、行政区域全体が大津都市計画区域となっております。区域マスでは、都市計画区域である大津町全域を対象として、都市づくりの大きな方向性を示しております。次に、青で着色している区域は用途地域です。用途地域については、次のページでご説明いたします。

11ページをご覧ください。町の土地利用状況についてご説明いたします。画面は、用途地域のエリアを示しております。色の塗られた用途地域は、住居系、商業系、工業系に分けられ、建築物の用途などを規制・誘導することにより、適正な機能と良好な環境を有する健全な市街地を形成することを目的としております。国道57号の沿道などには、大規模小売店の立地が進んでおります。一方で、町役場周辺の中心市街地に空き家が集中しており、活力が低下傾向にあります。また、用途地域外の白川沿いなどには、優良な農地が広がっております。さらに、大津町は県内でも有数の工業拠点であり、工業系用途地域の構成比は約45%で、県全体の構成比約19%を大きく上回っております。このように、大津都市計画区域では、都市機能がコンパクトに集約しているものの、空き家の増加など、中心市街地の活力低下が課題となっております。今後も農地等と調和した適切な土地利用により、コンパクトな都市を維持するとともに、中心市街地の活性化が必要です。また、大津町の特徴である多様な産業の集積を活かした都市づくりも必要と思われれます。

12ページをご覧ください。年齢別人口構成の推移を示しており、総人口に占める65歳以上の人口の割合、つまり高齢化率は上昇傾向にあります。高齢者等も生活しやすい都市を作る必要がございます。

13ページをご覧ください。大津町における洪水浸水想定区域などを示したものでございます。令和2年7月豪雨では、県南地域を中心に甚大な被害を受けましたが、大津町においても、いつ同じような災害が発生してもおかしくはありません。白川沿いを中心に浸水が想定されるほか、用途地域が指定されている町の中心部においても土砂災害特別警戒区域等が指定されております。今後は、これまでの災害の経験や教訓を生かすとともに、予想される災害リスクを加味した総合的な防災・減災対策を推進する必要がございます。

14ページをご覧ください。これまでご説明いたしました大津都市計画区域の課題に対応するため、こちらに示す方向性で区域マスの改定を行います。まず、区域区分、いわゆる線引きの有無についてです。区域区分とは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の二つの区域に分け、計画的な市街地形成

を図る都市計画の制度でございます。区域区分は、急激な人口増加が予想されるなど、開発圧力の高い都市において無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る必要がある場合に定めるものでありまして、本県では、熊本都市計画区域のみ定めております。大津都市計画区域においては、人口は増加傾向にあります。低未利用地を活用し、都市機能や居住を市街地内に誘導可能なことなどから、急激な市街地の拡大は想定されないため、現行と同様、区域区分を定めないことといたします。次に、都市計画の目標と主要な都市計画決定の方針におけるポイントといたしまして、4つをあげております。一つずつご説明いたします。

15ページをご覧ください。こちらは、区域マスの改定案における参考附図を示しており、この図を用いて、ポイントのイメージをご説明いたします。ポイントの一つ目、エコ・コンパクトな都市づくりの視点を追加についてです。エコ・コンパクトとは、少子高齢社会を踏まえ、例えばスーパーや病院といった都市機能がコンパクトに集約し、誰にとっても利便性が高く、効率のよい、持続可能な都市づくりを目指す考え方です。町役場を中心に、都市機能を集約させる拠点として、赤い丸で示す都市拠点を位置付けます。大津都市計画区域には、都市拠点以外においても、茶色で示した集落ゾーンに一定の住宅地が形成されております。これら、郊外住宅地が無秩序に広がることのないよう、集落の拠点となる箇所に生活拠点を位置付け、集落内のコミュニティ形成、中心部や各地区間の連携を強化し、誰もが生活しやすいエコ・コンパクトな都市づくりを図ります。

16ページをご覧ください。次に、ポイントの二つ目、都市計画区域内外の連携を強化についてでございます。高規格道路中九州横断道路、国道及びJR豊肥本線を広域連携軸と位置付け、利便性向上に向けた整備を進めるとともに、近隣市町村と連携を図りながら、人と経済、文化が交流する活力溢れる都市を目指します。また、県道大津植木線沿道及び肥後大津駅周辺の南北を結ぶ軸を、地域連携軸と位置付け、大津町特有の歴史を活かすとともに、駅南北間の連結機能向上等により、回遊性を高め、にぎわいと魅力ある市街地の形成を図ります。

17ページをご覧ください。次に、ポイントの三つ目、都市防災の視点を強化についてでございます。頻発・激甚化する災害への対応として、総合的な防災・減災対策を進めるため、土砂災害や浸水等の災害リスクを考慮した土地利用など、ソフト・ハード両面で、都市防災機能を強化してまいります。

18ページをご覧ください。次に、ポイントの四つ目、都市経営の視点を追加についてです。大津町においては、歳出における扶助費は増加傾向であり、公共施設の老朽化も進んでおり、財政状況は厳しさを増すことが見込まれます。

道路や下水道といった公共インフラの長寿命化や、計画的な維持管理を行うこと。また、非効率な公共投資により、行政コストの増加に繋がるような、無秩序な住宅地の拡大を抑制することにより、効率的な都市経営を図ってまいります。以上が改定の主なポイントになります。

19ページをご覧ください。続きまして、都市計画の手続きにおける住民意見とその対応についてご説明いたします。区域マスの改定に当たっては、公聴会や案の公告縦覧といった、地域住民の皆様のご意見を広く募り、反映させるための手続きを行っております。令和3年9月1日に公聴会を開催し、公述人3名がご意見を述べられました。意見の要旨を示しております。別途、公述申出書と議事録をお配りしておりますので、そちらも参考にご覧ください。

20ページをご覧ください。続いて、令和3年11月5日から19日まで、公告縦覧を行い、4名が意見書を提出されました。こちらに意見の要旨を示しております。別途、意見書もお配りしておりますので、そちらも参考にご覧ください。

21ページをご覧ください。公聴会及び意見書に対する県の考え方をご説明いたします。いずれの意見も具体的な施策のご提案であり、県が考える区域マスの方向性に則したご提案と考えており、区域マス改定の方向性が、地域住民の皆様のご意見と一致していると認識しております。この結果を踏まえ、これまでご説明いたしました検討の方向性で、区域マスの改定案を作成し、今回、本審議会に付議しております。なお、いただいたご意見は、具体の都市計画や農業施策等の主体となる大津町ともしっかり情報共有し、今後の都市づくりの参考とさせていただきます。

22ページをご覧ください。それでは再度、審議の観点をご確認ください。まず、区域マスとして必要な事項を定めているかについては、法令上、必要な事項を定めております。次に、必要な手続きを行っているかについては、法令に基づく手続きのほか、検討委員会による審議など、詳細な検討を実施しております。最後に、区域マスの大きな方向性が妥当かについては、大津都市計画区域の課題に対応し、地域住民の皆様のご意見を踏まえた適切な内容となっているものと考えております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

柿本会長

それではただいま事務局よりご説明いただきました、大津都市計画区域マスタープランの改定について、何かご質問ご意見ございませんでしょうか。ございませんかね。

私の方からちょっと、ご質問、今回の区域マスの中では、線引きは行わない

と、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を行わないという話ですけど、隣接する合志市とか菊陽町には線引きが入ってますよね。今回、たぶん作られる時には、半導体工場が立地するっていう条件が入る前の状況で、審議されてますよね。そうなってくると、少しずつ土地利用のあり方って変わってくると思うんですけども。合志とか菊陽とかと一体的に考えていく必要っていうのは、今後、ないんですかね。

田村審議員

よろしいでしょうか。区域マス改定等を行う際にはですね、5年に1度、基礎調査を行っておりまして、基礎調査の中で、都市間の結びつきとかですね、そういうのも分析しております。現在のところ、大津は熊本都市計画区域と隣接してはありますが、結びつきとしては、また別な区域というところで、現状ではですね、一体として考えているということではなくて、現状のような大津都市計画区域単独として考えていきたいと思っております。

柿本会長

例えばですね、今、県の方では、空港アクセス線とかも考えられてますよね。その時に、大津ルート変更とか考える、今は原水でなってるんですけども、大津からなると、やっぱり一体として考えないといけないような都市圏になってくるんじゃないんですかね。もしもそういうふうな計画があるとすればですね。その辺のところはいかがですか。

田村審議員

仮に、大津から空港へアクセスっていうことに具体的に変わった場合ですね、またその際、大津の今回の区域マス、というよりは、大津の都市計画区域に大きな影響を与えるようなことがあればですね、また改定の方を検討することになるかと思えます。例えば、延伸ルートをですね、都市施設、高速鉄道に位置づけるとかですね、そういうことが必要になるかもしれません。それに基づいて、土地利用等も変われば、別途ですね、新たな工業流通ゾーンに位置付けるとか、そういうことも考える必要は今後あるやもしれないと思われまます。

柿本会長

はい、わかりました。委員の方から何かご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。他に特にご意見はございませんので、この件に関しては異議なしということで取り扱わせていただきます。

審議：議第1335号 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物
処理施設の位置の件(荒尾市)

柿本会長

それでは続きまして、議題の1335号の審議に入ります。それでは事務局より、議案の内容についてご説明をお願いいたします。

田村審議員

それでは議題1335号、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。始めに、建築基準法第51条と都市計画の関係についてご説明いたします。建築基準法第51条では、都市計画区域内において、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設を建築する場合、二つのケースが規定されております。一つ目は、青字で示しております敷地の位置が都市計画決定されたものである場合、もう一つは赤字で示しております都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障なしと認めて、特定行政庁が許可したものである場合です。そもそも、これらの処理施設は、都市の中にはなくてはならない重要な供給処理施設であると同時に、周辺の環境に大きく影響を及ぼす恐れがあるもので、その配置は、都市計画上の関与が位置付けられております。次に、都市計画決定と許可の使い分けについてご説明いたします。都市計画区域マスタープランに位置付けられた施設や公益性を有する施設などは都市計画決定、民間施設などは許可という運用をしております。今回は、民間施設のため、都市計画決定ではなく許可となります。

2ページをご覧ください。施設の種類と審議会の関係についてでございます。建築基準法第51条ただし書き許可における都市計画審議会の議について、産業廃棄物処理施設は県の都市計画審議会で、その他の施設は各市町村の都市計画審議会で、その敷地の位置を審議することとなっております。これは許可が都市計画決定の代替の措置として行われるものであることから、都市計画決定権者との均衡を図るため、このような区分となっております。

3ページをご覧ください。今回の産業廃棄物処理施設の概要についてご説明いたします。位置は、荒尾市大島字新四ツ山、敷地面積は約3万2500平米でございます。施設の種類は民間の産業廃棄物処理施設で、焼却施設及び破碎施設の新設となります。破碎施設は、例えば大きな廃棄物を焼却の前にある程度小さく破碎することを目的として設置されます。付議理由としまして、焼却施設は1時間の処理能力が200kg以上のものに該当すると許可を要する対象となりまして、今回、1日の処理能力が最大90トン、つまり、1時間当たりになりますと、処理能力が3750kgとなるため、これに該当いたします。また、破碎施設は、1日の処理能力が5トンを超えるものに該当すると、許可を要する対象になり、今回、がれき類の場合に最大1016.8トンとなるため、これに該当い

たします。以上により、建築基準法第51条及び同施行令に規定する位置の制限を受ける処理施設に該当することとなり、許可にあたって敷地の位置が都市計画上支障がないか審議が必要となるものでございます。

4ページをご覧ください。施設の位置についてご説明いたします。申請地は荒尾駅の北西へ約1.2キロ、近くに国道389号があり、それに繋がる荒尾市道沿いで、大牟田市との県境付近に位置しております。

5ページをご覧ください。次に、施設周辺の航空写真を用いてご説明いたします。申請地は国道389号と荒尾市道の交差点から約500メートル離れた場所で、周囲は木材会社の資材置き場、太陽光パネルとなっております。搬入経路は、赤の破線で示しております。熊本側からいきますと国道389号から、荒尾市道、もしくは、福岡県側、上の方からいきますと、有明海沿岸道路から福岡県道、荒尾市道を通るルートになります。

6ページをご覧ください。敷地内の施設配置と搬入搬出ルートについてご説明いたします。建築物は、オレンジ色の箇所で、敷地右の事務所、上の方にございます破砕施設と、中央にございます焼却施設と、その下の灰保管棟、このほか、送風機格納庫、ポンプ室の計6棟となります。今回、敷地中央付近に、焼却施設、北側の建屋内に破砕施設を設置する計画でございます。廃棄物の流れとしましては、右上の出入口から搬入、計量の後、焼却炉へ投入にあたって、事前に破砕処理が必要な場合は、破砕施設を経由しまして、の焼却施設へ受け入れ、焼却となります。焼却後、灰が一時保管され、搬出という流れとなっております。

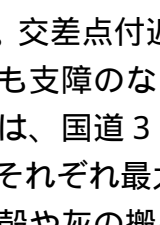
7ページをご覧ください。参考に、焼却施設と処理工程について簡単にご説明いたします。焼却施設は、図に示しております通り、主要なものとしまして、焼却室、再焼却室、減温塔、ろ過式集じん器、煙突で構成されます。処理されますのは、荒尾・玉名地域を中心に、県内・九州から持ち込まれる各種産業廃棄物で、前処理が必要なものは破砕し、焼却、そして分別・保管し、運搬されます。燃え殻やばいじんは埋め立て処分され、金属くずは売却されません。

8ページをご覧ください。対象となる産業廃棄物処理施設の立地に関してご説明いたします。ご審議いただく都市計画上の支障の有無につきましては、国土交通省の都市計画運用指針を参考に、1.用途地域、周辺の土地利用への影響、2.搬出入のための道路整備状況、3.周辺環境との調和の三つの観点となります。

9ページをご覧ください。1点目の用途地域及び周辺の土地利用への影響についてご説明いたします。こちらは都市計画図を示しております。申請地は、濃い青の工業専用地域に位置しており、住宅、学校、病院などは建築できない地域になります。

10ページをご覧ください。次に、航空写真を使ってご説明いたします。県の建築基準法第51条許可基準において、近隣300メートル以内には、衛生上支障のある学校や病院などが無いこと。また、建設地は市街化傾向のない場所であることを要件としております。今回、300メートル以内に学校や病院などはなく、また、建設地は工業専用地域に位置し、市街化傾向はないことから、土地利用上支障がないと考えられます。

11ページをご覧ください。2点目の搬入搬出のための道路整備状況についてご説明いたします。搬入搬出は、前面の荒尾市道を経由することとなります。写真のように、2車線と両側歩道で構成された幅員約15mの見通しのよい道路で、主に工業用地内の車両が行き来しております。

12ページをご覧ください。当該市道は、東は国道389号に、北は福岡県道に接続しております。交差点付近の状況を、写真、に示しておりますが、大型車の通行に関しても支障のない幅員を有しております。今回の計画で見込まれます交通量の増加は、国道389号を通る南側ルートと、有明海沿岸道路を通る北側ルートで、それぞれ最大104台と考えております。内訳は、廃棄物搬入車両が35台、燃え殻や灰の搬出車両が2台、従業員車両が15台、計52台、往復で104台としております。4車線を有する国道389号の交通量は、平日の午前7時から、午後7時までの12時間で、現況1万3757台。車両の増加を見込んで、増加率1%未満でありまして、一般の交通に与える影響は支障ないと考えております。なお、渋滞発生を助長することがないよう、所定のルートの運行を徹底することです。

続いて13ページをご覧ください。最後に、周辺環境との調和についてご説明いたします。建築物の配色は、淡いグレーと白系を予定されており、景観基準に適合する計画となっております。破碎施設などは、建築物内に配置されることです。あわせて、周囲には緑地、フェンス及び、建築物や処理施設が設置されることがない緩衝帯幅5mが設けられ、修景及び敷地外との遮断が図られる計画でございます。これらのことから、周辺環境との調和に配慮された計画であることが考えられます。

14ページをご覧ください。参考情報として付け加えますと、県の環境部局におきまして廃掃法に基づく、産業廃棄物施設の設置許可に関わる熊本県産業廃棄物指導要綱等に基づき、生活環境影響評価が実施されております。大気質、騒音、振動、悪臭について支障がないと判断されております。また、令和3年4月下旬から6月下旬にかけて、申請地から半径約1キロ以内の家屋等に説明資料を送付されております。これに対し、提出されたすべての意見、質問に対応済みでありまして、その後、さらなる意見はないとのことでした。なお、住民説明会ではなく、資料送付で対応したことにつきましては、新型コロナウイルスの

影響を踏まえ、関係区長及び市と協議した結果、判断されたものとなっております。

最後に15ページをご覧ください。以上、申請施設の立地に関しましては、用途地域、周辺の土地利用への影響、搬出入のための道路整備状況、周辺環境との調和の3項目全てにおいて、都市計画上も支障がないと考えております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

柿本会長

それではただいま事務局よりご説明がございました。産業廃棄物の焼却施設、破碎施設について、委員からご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はいどうぞ。

岩下委員

周辺環境との調和は支障なしとありますけれども、大気汚染の影響はないんですか。大気汚染の恐れとか、ダイオキシンとかいろいろ。

橋本課長

建築課の橋本と申します。ご質問ありがとうございます。県の環境部局によりましてですね、熊本県産業廃棄物指導要綱等の規定に基づきまして、当該計画の生活環境影響調査を行っております。想定されるのはですね、大気質、騒音、振動、悪臭についてですが、すべて評価基準を満たす結果となっております。環境部局との事前協議も終了しております。以上でございます。よろしく願いいたします。

岩下委員

施設が完成してから事後の調査の必要はないんですかね。

橋本課長

まず焼却施設における有害ガス及びダイオキシン類の除却対策として、排ガス中にですね、消石灰、活性炭を噴霧しまして、排ガスの中和及びダイオキシン類の吸着除却後、ばいじんをろ過式集じん器で集じんするということになっております。そういうような事態がもし生じるといことになれば、環境部局の方できちっと対応していただくという形になると思います。以上でございます。ありがとうございます。

岩下委員

現時点では、大気汚染の影響はないと、こういうふう理解していいわけですね。ありがとうございました。

柿本会長

その他、何かご質問ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

副島委員

周辺環境の調和ということで緑化するっていうふうな、文言があるんですけども、緑化のその具体的な内容ですとか、あるいは県の方で決められている緑化の基準というものはあるんでしょうか。

橋本課長

緑化につきましてはですね、景観行政団体であります、荒尾市の景観条例に基づきまして、荒尾市と協議済みということになっております。今回、道路との境界部分とですね、あと道路に近い建築物の周囲を緑化するなどの配慮がなされております。あと、今回の計画施設による数値的な基準っていうのはありませんけれども、都市計画法に基づく開発許可基準の公園緑地、公園緑地広場が3%以上が確保されるということになります。以上でございます。

副島委員

緑化であればいいってわけではないと思うんですけども、何でもいいってわけじゃないと思うんですけども、そのあたりの基準は決められてないということでもいいんですよね。木を植えるとか、芝生であればいいとか、木でも高木低木。或いは地域。

橋本課長

そこまでは、決まっております。

柿本会長

その他、何かご質問ございませんかね。はい、どうぞ。

本間委員

環境との調和ということで、支障なしということでしたが、排水とか土壌汚染についてのチェックというのは行われてるのか。有明海に近いもんですから、排水とかですね、土壌汚染については、チェックが行われてるんでしょうか。

橋本課長

排水は出ないことになっております。すべて焼却に対して水を与えて冷却するという方に使っていくというようなことを聞いております。

本間委員

ただ、灰ですとか、いろいろな有害物質っていうのも扱うわけなので、それで土壤が汚染されるというようなことは、技術上ないというふうに考えてますか。

橋本課長

灰の方はない。水質についてはプラント排水施設は無放流と、生活排水が浄化槽設置処理、あとは粉じんそういったものはもうすべて最終処分場の方へ持っていく形になると思います。

柿本会長

その他ございませんかね。

ちょっと1点だけ確認させてください。災害の対応というのは大丈夫なんですかね。ここ海に近いんで、普段は出さないとしても、高潮等が入ってきたときに、流出するとかっていうのは大丈夫なんですかね。ここをちょうど荒尾競馬場後とかは、荒尾市さんは病院を移転しようとしたときに、ここ災害が起こるかもしれんからっていうので、反対になったところだと思うんですよね。すぐそばで、その辺のところは何か考慮されてるんですかね。すぐ近くでそういうやつで、反対になって。

橋本課長

すいません。津波・高潮についての対応というのは聞いておりませんけれども、若干、土盛りの方ですね、今回されるということで聞いております。

柿本会長

あまり浸水リスクはないというようなところですかね。

橋本課長

そうですね、はい。

柿本会長

他ございませんかね。よろしいでしょうか。

以上ご意見ございませんので、議題1335号につきましては、異議なしとさせていただきます。

これで以上予定されておりました議案についての審議は終了いたしました。委員の皆様には、審議会の円滑な運営にご協力いただき誠にありがとうございました。それではこれ以降の進行につきましては、事務局の方にお返しいたします。

(8) 閉会

山内課長

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございます。本日の審議会の結果を受けまして、県の方では、都市計画手続き等を進めて参りたいと考えております。

それでは、これをもちまして第158回熊本県都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

【午前11時20分閉会】

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条
第3項の規定によりここに署名します。

2022年 / 月 7 日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

安樂美代子

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条第3項の規定によりここに署名します。

24年1月7日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

藤川隆夫
